

誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会 共同代表 磯田三津子 様、猪瀬浩平 様、小田原琳 様、中川律 様、渡辺雅之 様

5月29日に貴会からいただきました公開質問状に、順次お答えをいたします。なお、質問状は人権・男女共同参画課長宛てにいただきましたが、私立学校の補助金を所管する学事課に関するものについては、学事課に確認の上回答させていただきます。

まず、「1、埼玉県人権施策推進方針では、冒頭に、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを理念として、人権施策を進めるとされ、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会」という3つの目標が示されています。埼玉弁護士会の会長声明や警告書も、この点と重なるものではないでしょうか。なぜ、警告書に示されている補助金不交付について、「人権の問題ではない」と言えるのでしょうか。声明や警告書の内容に基づき、見解を教えてください。」についてです。

補助金の不交付は、私立学校運営費補助金の制度運用上の判断であり、当該補助金について権限を持たない人権・男女共同参画課で判断できる、または判断すべき内容ではない、という趣旨で申し上げました。

次に、「2、朝鮮学校に通うことは、朝鮮半島にルーツのある子どもたちが自らの民族の言語や文化を学ぶことであり、彼ら、彼女らの「一人ひとりの個性や能力が発揮できる」ようにするためにも重要であると考えます。一方、補助金の不支給はそうしたことの実現に不利益な影響を与えるものです。学校の運営が一層困難になるとともに、県が補助金を支給しないことで、朝鮮学校や、そこに通う子どもたちを平等に扱わなくてもいいという差別意識を助長させることにもつながります。ひいては社会的問題であるヘイトスピーチを招くものと言えます。この問題は朝鮮学校に通う子どもたちの教育を受ける権利「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」の軽視だと考えますが、その点についてのお考えをお聞かせください。」についてです。

子供たちの教育を受ける権利は守られなければならないと考えております。なお、私立学校運営費補助金を所管している学事課からは、「朝鮮学校に対する補助金の不交付については、同学校について、教育基本法で禁じる不当な支配を朝鮮総聯から受けていないことの十分な確証が得られないことを一義的な理由としています。このことは、国による裁判においても最高裁が容認しており、この懸念について一刻も早く払拭されるよう期待しています。」と聞いております。

次に、「3、県は、朝鮮学校への補助金の不支給の理由として、埼玉県議会予算特別委員会の附帯決議（2012年3月19日）において、「拉致問題等が解決されるまでは予算の執行を留保すべき」と述べられていることを挙げています。これは、朝鮮学校が朝鮮民主主義人民共和国や朝鮮総聯と関係のある人びとの学校だからという理由で補助金を支給しないというものです。つまり、単に在日朝鮮人の学校だからという理由だけで補助金を支給しないということですので。このような理由で補助金を不支給にすることは、民族に基づく差別であると考えますが、お考えをお聞かせください。また、人権問題や差別ではないというのであれば、その理由をお聞かせください。」についてです。

附帯決議は、学事課が所管する私立学校運営費補助金に関する決議でございます。学事課からは、「附帯決議は一義的な理由ではなく、上記のとおり、教育基本法で禁じる不当な支配を朝鮮総聯から受けていないことの十分な確証が得られないことを補助金不交付の一義的な理由としています。」と聞いております。

次に、「4、冒頭に述べましたように、これまでの埼玉朝鮮学校保護者に対して、人権・男女共同参画課は、「補助金の問題は学事課に行ってください」、「運営交付金の不交付は人権の問題でない」と回答しただけでなく、2月22日は課長が在室しているにもかかわらず、面談と抗議書の受け取りを求める保護者の訴えを取り合ってはくれませんでした。「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」や「一人ひとりが個人として尊重される社会」を実現するためには、人権を傷つけられたと訴える人びとの声に誠実に耳を傾けることが必要であり、人権・男女共同参画課が県民に先立ちその範を示すべきであるはずで、人権侵害を訴える県民の声をどのように受け止めるべきであるのかについて、お考えをお聞かせください。また、今回のような人権・男女共同参画課の態度が、朝鮮学校に通う子どもたちやその保護者た

ちの人権を軽視してよいという風潮を生み出すことにも繋がりかねませんが、この点についてもお考えをお示してください。」についてです。

人権侵害の訴えにつきましては、内容に応じ、各種相談窓口をご紹介しています。埼玉朝鮮初中級学校の補助金の不交付に関するご相談については、私立学校を所管し、補助金を所管する学事課が県の窓口であることを、繰り返しご説明させていただいております。

令和4年度中に二回、当課の課長、副課長が学校関係者の方々と面談し、県の対応について丁寧に説明させていただきました。当課の対応が、子供たちや保護者の人権を軽視してよいという風潮を生み出すことに繋がるとは考えておりません。

次に、「5、現在、在日朝鮮人や朝鮮学校が、ヘイトスピーチの対象とされることがあるのは周知のところ。「一人ひとりが個人として尊重される社会」や「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会」の実現には、在日朝鮮人や朝鮮学校に対するヘイトスピーチをなくすことが不可欠であると考えます。以下「ヘイトスピーチ解消法」第四条にも示されている、地方公共団体の責務に基づいて、この件に関して、人権課としてどのような方策を講じるか（講じているか）を教えてください。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」についてです。

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながる行為であり、許されるものではありません。当課では、啓発冊子に「ヘイトスピーチのない社会をめざして」というページを掲載するほか、人権・同和問題啓発講師による研修にて説明を行い、啓発に努めています。

引き続き、国と連携を図りながら、ヘイトスピーチは許さないという人権意識の向上に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長